

目次

はじめに	1
第一章 条約と議定書の成立	1
一、条約の成立経緯	1
二、議定書の成立経緯	3
第二章 条約と議定書の概要	4
一、条約と議定書の構成	4
二、条約の前文	5
三、難民の待遇	5
第三章 条約と議定書の実体規定	6
一、難民の定義	6
(一) 難民の定義の内容	8
(二) 難民の資格喪失事由	9
(三) 難民の欠格事由	10
二、難民の権利・義務	11
(一) 難民の待遇に関する一般的規定	11
(二) 出入国に関する規定	13
(三) 福祉	14

(四) その他の規定	16
------------	----

第四章 実施規定等	22
-----------	----

一、締約国と国連との協力	22
--------------	----

二、国内法令に関する情報	23
--------------	----

三、従前の条約との関係	23
-------------	----

四、紛争の解決	23
---------	----

五、署名、批准及び加入	23
-------------	----

六、適用地域条項と連邦条項	24
---------------	----

七、留保と宣言	24
---------	----

八、効力発生	25
--------	----

九、その他	26
-------	----

第五章 国内実施	26
----------	----

おわりに	29
------	----

〈参考資料〉

一、条約及び議定書の締約国	31
---------------	----

二、条約と国連難民高等弁務官（UNHCR）事務所規程との関係	33
--------------------------------	----

三、難民の地位に関する条約	34
---------------	----

四、難民の地位に関する議定書	58
----------------	----

難民条約

第一章 条約と議定書の成立

はじめに

一、条約の成立経緯

昭和五十七年一月一日、「難民の地位に関する条約 (Convention Relating to the Status of Refugees)」及び「難民の地位に関する議定書 (Protocol Relating to the Status of Refugees)」が日本において効力を生じました(以下、それぞれ「条約」及び「議定書」と略します)。これは、昭和五十六年六月五日、第九十四回通常国会において条約及び議定書の締結について国会の承認を得たので、政府が条約及び議定書への加入書をそれぞれ昭和五十六年十月三日及び昭和五十七年一月一日に国連事務総長に寄託したことによるものです。

第二次世界大戦は、多大の人的、物的、精神的な惨害を人類に及ぼしたものととして私達の忘れることのできない悲惨な事件でした。この戦争中あるいはその前後の期間において極めて大きな政治的、社会的な変動が生じたわけですが、その結果、主としてヨーロッパにおいてかつてない規模の大量の難民が生じたのです。実は、条約が成立する以前にも、一九二〇年代以降、難民の保護と救済のための国際的な約束がいくつか成立していたのですが(注、条約第三十七条参照)、これらの約束は、その対象となる難民の範囲、難民に対して与えられる保護の内容などが限定されていただけでなく、締約国数も少なかったため、第二次世界大戦に関連して生じた多数

の難民の保護の観点からはいずれも不十分なものでした。このような状況を背景に、難民問題の解決により広範な国際協力によって促進すべきであるとの機運が国際社会に高まってきました。

まず、国連において難民の地位の問題が国連経済社会理事会の下部委員会の一つである人権委員会によって提起されました。これを受けて一九四八年に経済社会理事会は、「国連事務総長に対し無国籍者の保護状況について調査することを要請する」旨の決議（一一六(VI)(D)）を採択しました。この決議に従って作成された事務総長の調査報告を受けて経済社会理事会は、一九四九年、「難民及び無国籍者の地位に関する条約を作成することが望ましいか否かを検討し、望ましいならば案文を準備するためのアド・ホック委員会を設置する」旨の決議（二四八(X)(B)）を採択しました。これに基づき設置されたアド・ホック委員会は、翌一九五〇年、難民の地位に関する条約及び無国籍者の地位に関する議定書の草案を作成し

ました。この草案は経済社会理事会の検討を経て、同年の第五回国連総会に付託されました。同総会は、「この条約案及び議定書案についての討議と採択のための全権委員会議（Conference of Plenipotentiaries）を開催すること及び同総会が別途採択した同条約第一条（難民の定義）案を同会議で検討することを勧告する」旨の決議（四二九(V)）を採択しました。条約の討議・採択を国連総会でなく、全権委員会議で行うこととしたのは、国連非加盟国の参加も求めようとしたためです。

この全権委員会議は、一九五一年七月ジュネーブで、国連加盟、非加盟の二十六カ国（注）の代表が参加して開催され、難民条約の草案を条ごとに詳しく審議しました。その結果、同年七月二十五日に同条約が賛成二十四、反対〇、棄権〇（二カ国の委員は欠席）で採択されました。同時に全権委員会議は五項目からなる勧告を採択し、これを最終文書に記しました。同勧告は、難民の家族の一体性の維持な

どを強調するとともに、条約がその定める範囲を超えて適用されるための模範となることを希望することを表明しています。

こうして作成された条約は、一九五一年七月二十八日に署名のために開放され、一九五四年四月二十二日に発効しました。

(なお、アド・ホック委員会が作成した無国籍者の地位に関する議定書草案については、さらに詳細な検討を行う必要があるとされた結果、一九五四年の国連無国籍者の地位に関する会議における審議を経て、「無国籍者の地位に関する条約」として採択されています。)

(注)

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、コロンビア、デンマーク、エジプト、フランス、ドイツ連邦共和国、ギリシャ、バチカン、イラク、イスラエル、イタリア、ルクセンブルク、モナコ、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、ス

イス、トルコ、イギリス、アメリカ、ベネズエラ、ユーゴスラビア。このほかキューバ及びイランがオブザーバーとして出席。

二、議定書の成立経緯

条約が作成された一九五一年以降においても、ヨーロッパのみならずその他の地域、特にアフリカで多数の難民が生まれましたが、条約は「一九五一年一月一日前に生じた事件の結果として」生じた難民にのみ適用されるという時間的な制限を有しているため、この期日以降に生じた難民には適用されないという問題がありました。このためこれらの難民についても有効な保護・救済を図るために、対象とする難民の範囲を拡大する必要が生じました。このような事情を背景として、国連難民高等弁務官（UNHCR）計画執行委員会は、一九六六年の第十六回会期において、非政府組織である「難民問題の法的側面に関する会議」が作成した案を基礎として難民

の地位に関する議定書案を作成、採択し、この案を
経済社会理事会を経て同年の第二十一回国連総会に
付託しました。同総会は、決議(二一九八^(XXI))をもつ
て、同議定書案を留意(テーク・ノート)するとと
もに、国連事務総長に対し、各国による加入のため
同議定書を送付するよう要請しました。議定書は、
同総会議長及び国連事務総長の署名を経て一九六七
年一月三十一日に加入のために開放され、同年十月
四日に発効しました。

なお、難民の範囲を拡大するに当たり、条約改正
の形式をとらず議定書を作成したのは、条約作成後
生じた難民の保護・救済を早急に図ることが必要で
あったため、条約改正手続を経るよりも条約の難民
の定義における時間的制限を取り除くことのみを目
的とした議定書を別個に作成する方が事態により迅
速に対応できると考えられたことによります。

第二章 条約と議定書の概要

一、条約と議定書の構成

条約は、難民の定義に該当する者について、主と
して国内制度上の諸権利と保護を与えるべき旨を規
定しており、前文、本文四十六カ条、本文、附属書
及び付録から成っています。(本文四十六カ条のう
ち、第一条―第三十四条は実体規定、第三十五条―
第四十六条は実施規定、最終条項などと分けられま
す。)

議定書は、前文のほか十一カ条から成っています。
具体的には、その第一条において、条約第一条の難
民の定義から時間的制限を削除した場合に右定義に
該当することとなる者に条約第二条から第三十四条
の規定を適用することを定めています。第二条以下
には実施規定等を設けています。

二、条約の前文

条約の前文は、その条約作成の趣旨、目的、背景などを宣言するものであり、各条項の規定の解釈の指針ともなるものとして重要な意味があります。

この前文において、締約国は、国連憲章と世界人権宣言が人間の享有する基本的権利と自由を確認していること、難民問題が国連の重大な関心事であること、難民に関する従前の国際協定を修正・統合しその適用範囲と保護の範囲を拡大することが望ましいこと及び難民問題が国際協力なしには解決できないことを考慮するとともに、難民問題が国家間の緊張の原因となることを防止するためすべての国が可能な措置をとることを希望し、最後に、国連難民高等弁務官と各国との協力の重要性を認めると述べています。

なお、前文第三段目のとおり、国連は条約の作成以前にも種々の機会に難民への関心を表明してきま

したが、その具体例としては、国際避難機関（IRO）の設立（一九四六年）、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の設立（一九四九年）、前述の国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の設立の決定（一九四九年）、国連朝鮮復興委員会（UNKRA）の創設（一九五〇年）などが挙げられます。このうちUNHCRとUNRWAは現在も難民の救済・保護のため活動しています。

三、難民の待遇

条約は、条約上の難民に対し与えるべき待遇を事項別に定めています。この待遇には大別して、(イ)自国民に与える待遇と同一の待遇（内国民待遇）、(ロ)同一の事情の下で外国の国民に与える待遇のうち最も有利な待遇（最恵国待遇）、(ハ)同一の事情の下で一般に外国人に与える待遇よりも不利でない待遇（一般外国人並み待遇）の三通りがあり、次の事項についてそれぞれ適用されることとなります。

(一) 著作権及び工業所有権、裁判を受ける権利、

配給、初等教育、公的扶助、労働法制、社会保障、公租公課の事項については、内国民待遇(第十四条、第十六条、第二十条、第二十二條1、

第二十三條、第二十四條、第二十九條)。

(二) 結社の権利、資金が支払われる職業に従事する権利については、最恵国待遇(第十五條、第十七條)。

(三) 動産及び不動産の所有権、自營業に従事する権利、自由業への従事、住居に係る事項、初等教育以外の教育については一般外国人並み待遇(第十三條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十二條2)

これらの待遇について、第三章で詳しく説明したいと思います。

第二章 条約と議定書の実体規定

この章では条約の実体規定について、難民の定義と該当する難民の権利・義務に大別して説明します。

一、難民の定義

条約の対象となる難民の定義は、その第一条に規定されており、二つのカテゴリーの難民が掲げられています。

その一は、A(1)にいう条約より以前に作成され効力を生じている難民保護に関する国際協定により難民と認められている者であり、この従前の協定として七の国際約束が掲げられています。このカテゴリーの難民は、実際問題として、今日わが国でその適用が問題となることはないと考えられます。

もう一方は、A(2)で次のように規定されている難民です。

「一九五一年一月一日前に生じた事件の結果として、かつ、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であつて、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの及びこれらの事件の結果として常居所を有していた国の外にいる無国籍者であつて、当該常居所を有していた国に帰ることができないもの又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まないもの」

条約第一条B(1)は、右の定義の「一九五一年一月一日前に生じた事件」について、各締約国が、署名、批准又は加入の際に、(a)欧州において生じた事件と限定して解するか、(b)欧州又は他の地域において生じた事件と解するかを選択する宣言を行うことを規

定しています。(この地理的制限を付している国は少数で、現在九カ国(注一)です。)

ところで、議定書第一条は、条約第一条A(2)の定義から、「一九五一年一月一日前に生じた事件の結果として、かつ、」と「これらの事件の結果として」との文言を削除した場合に条約第一条の定義に該当する者に対して条約第二条から第三十四条の実体規定を適用することを定めています。また、議定書第一条は、議定書が地理的制限なしに適用されると規定する一方、条約の締結に際し、条約第一条B(1)(a)を選択した国、つまり、地理的制限を付するという宣言を行っている国については、その宣言が議定書についても適用されると定めています。

わが国は条約加入に当たつて、地理的制限を付さないことを宣言しましたし、また、議定書にも加入したので、わが国は、難民について時間的制限も地理的制限もなく適用することとなります。

「一九五一年一月一日前の事件の結果」という限

定がなされた理由は、難民条約が第二次世界大戦とその前後に主としてヨーロッパで生じた大量の難民の保護の問題を背景として作成された条約であり、これらの難民の救済が急務であった一方、将来生じうる事件による難民についてまで責任を負うことを躊躇する国もあったため、できるだけ多くの国が締結し得るように、このような限定がなされたものです。(なお、一九五一年一月一日とされたのはUNHCRの活動開始がこの日とされていたことと関連します。)ここでいう「事件」については、具体的には戦争、革命、政変、人種差別政策の採用などが考えられます。

(一) 難民の定義の内容

次に条約第一条に掲げる難民の定義の内容について少し詳しく説明しましょう。

まず、難民の概念の根本となる「迫害」の解釈については種々議論があり得ましようが、一般的には生命、身体又は身体の自由の侵害又は抑圧及びその

他の人権の重大な侵害を指しているものと解せましよう。具体的には殺害、不当な拘禁、不当に重い刑罰のほか、生活手段の剝奪などが考えられますが、そのほかにも様々な形態があり得るので、「迫害」の内容については個々のケースによって判断していくことが必要と思われる。この「迫害」については、「十分に理由のある恐怖」を本人が抱いていることが要件とされていますが、この要件は、本人が迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱いているとの主観的状态のみならず、このような本人の主張が相当であると立証し得る客観的事情が存在しなければならぬことを意味しています。

「社会的集団」というのは、同様の社会的背景、習慣、社会的地位などを有して、更に一定の結合関係があり、同一の集団に属しているとの共通の意識をもつ人々のことを指すものと解され、具体的には、特定の人種的、血縁的、政治的又は宗教的な団体、組合、会社などが該当するとみられます。

「国籍国の保護」とは、国籍国の外交的・領事的な保護など国家機関の何らかの保護又は援助を意味していると解されます。具体的には、身体や財産の保護などについてその者の属する国の大使館や領事館の援助を受けること、あるいは大使館や領事館で旅券や各種証明書などの発給、有効期間の延長の手續を受けることなどがこれに当たると考えられます。また、「国籍国の保護を受けることができな」とは、国籍国が保護を拒絶している場合を規定したものと解されます。

第一条A(2)の第二文は、重国籍者の場合について、いくつかの国籍国との関係で第一文の要件を満たしているとしても、残るいずれかの国籍国の保護を受け得る場合には難民とは認められないことを規定しています。

(二) 難民の資格喪失事由

更に条約第一条は、同条Aの要件を満たして難民と認められている者が、その資格を喪失する事由に

ついて規定しています。同条Cには、任意に国籍国の保護を再び受けている場合、国籍を任意に回復した場合、新たな国籍を取得した場合などが挙げられています(この「任意に」とは、「本人の自由意思で」という意味です)。(5)と(6)の「難民であると認められる根拠となった事由が消滅した」とは、迫害のおそれの原因となっていた諸条件を消滅させる基本的変化(例えば国籍国における政治体制の変更など)のあつたことを意味します。また「国籍国の保護を拒むことができなくなった場合」とは、国籍国の保護を拒否してその居住国で難民としての保護を引き続き受けるのは相当でないと認められる場合をいうものです。

(5)と(6)の第二文は、主にナチスにより迫害を受けたユダヤ人らを念頭においた規定であつて、かつての迫害があまりに過酷であつたため、迫害を受けることがなくなった場合にも国籍国などへ帰ることを望まないこともやむを得ないと認められる者に対し

ては、引き続き難民としての待遇を与えるべきである旨規定するものです。

(三) 難民の欠格事由

条約第一条D、E、Fは、同条Aの難民の要件を備えていても、そもそも難民とは認められない事由につき規定しています。

Dでは、「国際連合難民高等弁務官（UNHCR）以外の国際連合の機関」の保護・援助を現に受けている者にはこの条約を適用しない旨定めています。現在このような機関としてはUNRWA（国連パレスチナ難民救済事業機関）があるのみです。

Eの条項に該当するのは、受け入れられた国の国籍は有しないが、その国の国民と同等の権利を有し、義務を負い、事実上国民と同視し得る者であり、具体例として、いわゆる民族ドイツ人（Volksdeutsche）*が挙げられます。*（ドイツ国外に居住していたドイツ人で迫害などの理由によりドイツ国内に戻ったがドイツ国籍を有するに至っていない者）

Fにおいては、次の(a)、(b)、(c)に掲げる犯罪又は行為を行った者には条約を適用しないことを規定しています。

- (a) 平和に対する犯罪、戦争犯罪及び人道に対する犯罪

- (b) 政治犯罪以外の重大な犯罪

これは政治犯罪以外の重大な犯罪を犯した難民を受け入れる危険から受入れ国の社会を保護することを意図して設けられたものです。政治犯罪が除外されたのは、政治的意見を理由とする迫害が難民の要件になっていることとの関係からです。なお、「重大な犯罪」とは何かということについては、各締約国の判断に委ねられていると考えられます。

- (c) 国連の目的及び原則に反する行為

「国連の目的及び原則」とは、国連憲章第一章「目的及び原則」（第一条及び第二条）に規定する内容であるものであり、国際の平和及び安全の維持、国家主権の平等、基本的人権及び平等の原則の尊重など

を意味しています。

二、難民の権利・義務

次に、条約第二条から第三十四条までに規定されている難民の権利・義務について、便宜上、難民の待遇に関する一般的規定、出入国に関する規定、福祉及びその他の規定にわけて説明します。

(一) 難民の待遇に関する一般的規定

まず、第二条は、難民が、滞在する国の法令及び公の秩序を維持するために同国においてとられる措置を遵守すべきことを定めています。公の秩序の文言は難民の滞在する国での政治的活動の制限を含むと解されています。

第三条は、条約の適用に当たり、難民の人種、宗教又は出身国によって難民間に差別を設けてはならない旨を規定しています。

第五条の規定は、この条約の定める以外の権利や利益、あるいはそれより有利な権利や利益を他の条

約又は国内法令などにより与えることが否定されるものではないことを確認しています。

第六条は、条約でしばしば使用されている「同一の事情の下で」の文言について、これは、難民に特定の権利を認める場合に、難民が他の外国人と比較して同じ期間滞在していたり、居住に関する条件などを同様に満たしている場合を意味するものであると規定しています。具体例を挙げれば、条約は、その第十三条で、動産及び不動産所有権などについて締約国は、難民に対し、いかなる場合にも「同一の事情の下で」一般に外国人に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを定めています。このことは、ある締約国の国内法で三年の居住期間が経過していることを条件に外国人の不動産取得を認めている場合には、難民についても同様に三年間の居住期間が経過した時点から不動産の取得を認めなければならぬものと解されます。

第七条1では、条約が一層有利な規定を設けてい

る場合を除くほか、難民に対し一般に外国人に対して与える待遇と同一の待遇を与えることと規定されています。同条2は、難民が締約国の領域内に三年間居住した後は、その締約国内では立法上の相互主義を適用されないことを規定しています。「相互主義」とは、ある国において外国人に一定の権利を与えることについて、その外国人の国籍国が当該ある国の国民に同様の権利を与えることを条件とすることを意味します。同項は、相互主義を定めている国内法令の適用上、難民の国籍国の国民にはその法令の定める権利が認められない場合であっても難民に対しては三年間居住した後はその権利を認めるべきであるとの趣旨です。同条3は難民の既得権の保護を意図するものです。

第八条では、締約国は、特定の外国の国民に対してとることのある例外的措置については、これをその外国の国籍を有する難民に対し、その国籍のみを理由として適用してはならないと規定しています。

なお、この「例外的措置」とは、外国との戦争、外交関係の断絶などの事態において、外国人の身体、財産又は利益に課せられることのある種々の制限を意味していると解されます。

第九条は、「戦時に又は他の重大かつ例外的な状況において」特定の外国人が真に難民であるか否かが未だ判然としないような場合において、締約国は、国の安全のために不可欠な措置を暫定的にとることができるとしています。

次に第十条の規定については、各国の国内法令には、外国人に対する特定の権利の付与を各人の居住期間又は継続居住期間などと結びつけているものがあることから、こうした法令の適用が第二次世界大戦中にナチスなどにより強制的に移動させられた難民に不利な結果をもたらすことがないよう、その利益確保を意図して設けられたものです。同条1は移動させられた国にそのまま居住し続けている場合について規定したのですが、2は強制移動前に居住

していた国に条約の効力発生の日前に戻った場合について規定したものであり、強制移動期間前の居住期間と戻った後の居住期間を継続した一の期間とみなすというものです。

(二) 出入国に関する規定

第十一条は、船舶の常備の乗組員として勤務している難民が、どこにも定住できずさまようことがないよう締約国が自国への定住を認めること又は第三国への定住が容易になるようにすることにつき好意的考慮を払うべき旨を定めています。

第三十一条1では、難民が第一条の定める理由により、その生命又は自由が脅威にさらされていた領域から直接来た場合には、不法に入国し又は不法にしている行為が締約国の刑罰法規に触れることとなっても、刑罰を課してはならないと定めています。もともと、この免除は、その難民が遅滞なく当該締約国の当局に出頭し、不法に入国し又は不法にしていることの相当な理由を示すことが条件とされています。な

お、退去強制は、この条約作成の際の審議の経緯からも同項にいう刑罰には含まれないと解されます。同条2では、そのような難民の移動に制限を課することはできるが、制限は必要なものに限られること、また制限期間もその難民がその国に定住することが認められるまでの間又は第三国への入国許可を得るまでの間に限られると規定されています。

第三十二条と第三十三条は追放について規定しています。

第三十二条1は、締約国は合法的に領域内にいる難民を、国の安全又は公の秩序を理由とする場合を除くほか、追放してはならないと定めており、更に、同条2と3は、追放の手續、不服の申立て、期間の猶予などにつき規定しています。

第三十三条は、いわゆるノン・ルフルマンの原則を定めたものであり、この条約の中核をなしています。同条1は、難民を、人種、宗教などのために、生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域

の国境へ追放し又は送還してはならないと定めています。ただし、同条2では、国の安全にとって危険であると認めるに足りる理由がある難民又は特に重大な犯罪について有罪の判決が確定しその締約国の社会にとって危険な存在となった難民についてはこの原則の例外としています。

ところで第三十三条1の規定は、いったん締約国に入った難民を脅威にさらされる領域の国境へ追放・送還することを禁じたものであり、未だ入っていない難民を受け入れるべきことを規定したのではないと考えられ、このことは、条約作成の審議経緯からもうかがえます。なお、ノン・ルフルマンの原則は、「出入国管理及び難民認定法」の第五十三条3に盛り込まれています。

(三) 福祉

第二十条から第二十四条までは福祉という標題の下に一つの章にまとめられています。

第二十条は、住民全体に適用される配給制度があ

る場合、難民に対し内国民待遇を与えることを規定しています。現在わが国における配給制度としては食糧管理制度がありますが、外国人も日本国民と同じように配給を受けられることとなっており、難民についても同様の待遇になるでしょう。

第二十一条は、住居に係る事項が法令の規制を受け又は公の機関の管理下にある場合には、住居に關し難民に同一の事情の下における一般外国人よりも不利でない待遇を与えることを定めています。「公の機関の管理下にある場合」とは、国、地方公共団体又はこれらにより設立される団体が住宅を供給する場合又は住宅建設資金などを融資する場合などというと考えられます。わが国では住居の分譲などで、国民と外国人との待遇に差異がありますが、永住者等は日本人と同じ待遇を与えられており、永住者等の地位を有することとなる難民は内国民待遇を受け、その他の難民は難民以外の外国人と同様の扱いを受けることとなると考えられます。

第二十二条は、難民に対し、初等教育については内国民待遇を、また、中学・高等教育については同一の事情の下における一般外国人と同じ待遇を与えるよう定めています。わが国は、外国人にわが国の初等教育を受けることを強制してはいませんが、希望があれば小学校での就学を許可しており、就学した外国人については授業料を徴収しない（私立校は除く）など、日本人児童と同様の取扱いをしています。難民についても一般外国人と同様に初等教育の機会が保障されることとなります。同条2については、わが国の法令は、修学の機会、証明書などの取扱い、授業料の減免などについて、国民と外国人を区別しておらず、外国人間でも差異がないので難民に対しても同様の待遇が与えられることとなります。奨学金の給付に関しては、日本育英会の奨学金の貸与制度の外国人に対する適用は永住者等に限定されており、永住権を有するに至った難民は給付の対象となり得ます。

第二十三条は、公的扶助及び援助に関し、内国民待遇を与えることを規定しています。「公的扶助及び援助」について条文中明確な定義はありませんが、わが国の場合、生活保護をはじめ、その他公の負担による各種行政上のサービスがこれに当たると考えられます。生活保護については、外国人一般に既に日本人と同様の待遇が与えられており、本条の想定する他の制度についても外国人一般に対し内国民待遇が与えられているといえます。

第二十四条は、労働法制の適用と社会保障について、難民に内国民待遇を与えるべきことを規定しており、労働法制と社会保障の内容についても列挙しています。

まず、同条1(a)に関して、わが国では、労働基準法、労働安全衛生法などにより労働者の労働条件の規制がなされていますが、難民が労働者である限り、日本人と同様にこれらの法令が適用されることとなります。家内労働についても難民が家内労働法に規

定する家内労働者に該当する限り、日本人と同様に同法が適用されます。また、同項にいう「団体交渉の利益の享受に係る事項であつて法令の規律を受けるもの又は行政機関の管理の下にあるもの」としては、労働組合法第十六条などの規定がありますが、いずれも日本人であるか、難民も含む外国人であることを問わず労働協約に基づく利益は対象とする労働者に及ぶこととなっています。

次に同条1(b)は、社会保障について、難民に内国民待遇を与えるべきことを規定しています。わが国においては、これまで国民年金法、児童手当法などが国籍要件を有していたためこれらの法律が外国人には適用されなかったのですが、条約・議定書への加入に伴つてこれらの法律の国籍要件が撤廃されたので、難民を含む一般外国人に内国民待遇が与えられることとなりました(第五章参照)。また、労働者として日本国内の事業所に雇用される限り、難民についても自国民と同様に労働者災害補償保険法と雇

用保険法が適用されます。

なお、同条1(b)(i)の規定は、同条3、4とともに難民が締約国に入国する前にその他の国で社会保障の給付を受けるために保険料などを納入していたような場合についての規定です。

(四) その他の規定

第四条は、宗教の実践と宗教的教育の自由に関し、難民に自国民と少なくとも同等の好意的待遇を与えることを定めています。このような自由がわが国では憲法で保障されていることはいまでもありません。

第十二条1は、難民の属人法はその住所を有する国の法律とすることを定めています。属人法については現在、本國法主義と住所地法主義があります(わが国の法例は本國法主義をとっている)が、難民が本国の迫害を逃れるために避難してきた者であることにかんがみると本國法とするのは不適當と考えられるため住所地法を適用することとしたものです。

同条2は、締約国は、難民が難民となる前に既に取得した属人法上の権利を尊重すべきことを定めています。なお、権利を取得した当時の難民の属人法については、この条約中特に定めがないので締約国の国際私法の規定によることとなり、わが国の場合は、わが国の国際私法規定である法例の定めるところによることとなると考えられます。従って、法例などの規定を適用した結果認められる既得の権利を難民であるという理由により否認すべきでないことを確認的に規定するものです。また、ただし書は、難民が属人法に基づき既に取得した権利でも、それが締約国の強行法規に反するなど公序良俗に反する場合には、これを認める必要がないことを確認するものです。

第十三条は、動産・不動産の所有権などの取得及び賃貸借その他の契約について、難民に対し同一の事情の下で一般外国人に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを規定しています。わが国の国

内法上、動産・不動産については、一般に、外国人にも日本人と同一の待遇が与えられています。

第十四条は、難民の著作権と工業所有権について常居所を有する締約国で内国民待遇が与えられること（前段）と他の締約国でも、その難民が常居所を有する国の国民と同一の待遇を与えられること（後段）を規定しています。前段との関係では、わが国に常居所を有する難民については国内法上、著作権法、特許法、意匠法、商標法、商法、不正競争防止法の規定により、この条所定の保護が与えられることとなります。後段との関係では、わが国以外の締約国に常居所を有する難民については、難民が常居所を有する当該締約国とわが国との間に適用される著作権関係条約又は工業所有権関係条約の適用関係によってわが国における保護が定められます。

第十五条は、非政治的かつ非営利的な団体及び労働組合についての事項に関し、同一の事情の下で外国の国民に与える待遇のうち最も有利な待遇（最恵

国待遇)を与えるべきことを規定しています。わが国の国内法制上、外国人の結社の自由は国民と同様、原則として保障されています。

また、わが国の労働組合法における組合についての扱いは、構成員たる労働者の国籍によって差異があるものではないので、外国人は、法律上、労働組合について日本国民と同じ地位にあるといえます。

第十六条1は、難民はすべての締約国の領域で自由を裁判を受ける権利を有することを規定しており、同条2は、難民は常居所を有する締約国でこの権利に関連する事項につき内国民待遇を与えられるべきことを規定しています。

1については、わが国では、裁判を受ける権利は内外人を問わず憲法により保障されています。2に掲げられる事項のうち「法律扶助」に関しては、わが国の法律扶助協会の行う法律扶助は、訴訟の最終までわが国に滞在する見込みのある外国人に対しても適用されることとなっており、民事訴訟法上の訴

訟上の救助は内外人の区別なく適用されます。また、「訴訟費用の担保の免除」については、わが国に住所・事務所などを有する者には担保提供の義務が課されないこととなっています。

第十七条から第十九条までは、難民が(i)賃金が支払われる職業、(ii)自営業又は(iii)自由業に従事する権利につき定めています。条約が(i)について最恵国待遇、(ii)と(iii)について一般外国人並み待遇を規定しているのは、難民に係る場合として(i)が一番多いためと考えられます。

まず、第十七条は1で賃金が支払われる職業に従事する権利について最恵国待遇を定めるとともに、2で締約国が国内労働市場保護のため外国人に関してとる制限的措置について、一定の条件を満たしている難民には適用しないことを定めています。ところで、この条の対象となるのは「合法的にその領域内に滞在する難民」ですが、難民か否かにかかわらずなく、わが国に合法的に滞在する外国人はその在留

資格の制限の範囲内において就労が可能であり、例えば、「定住者」、「永住者」等についての就労には制限はありません（公務員等は除く）。また、わが国の労働組合法、労働基準法、職業安定法などの労働関係法令は、いずれも国籍を問わず適用されることは前述のとおりです。

第十八条は、独立して農業・工業などの自営業に従事する権利と会社を設立する権利に関し、また第十九条は、自由業（医師、弁護士、税理士などを意味すると考えられる。）に従事することに関し、同一の事情の下で一般外国人に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるべきことを規定しています。わが国では、在留資格制度の範囲内である限り、合法的に滞在する外国人の自営業及び自由業への従事につき、難民とそれ以外の外国人とを差別する制度はないので、難民は一般外国人と同様の待遇を与えられることとなります。

第二十五条1は、難民が特定の権利を行使する際

に、難民であるために本国などの機関の援助が受けられず、そのために権利の行使ができなくなる場合に難民の居住国が難民の本国などに代わって所要の援助を行い、通常の外国人と同じように権利の行使ができるように取り計らうべきことを定めています。なお、「取り計らう」という表現から、場合によつて

は、特定の外国政府に対する斡旋などもこの援助に含みうると解されます。同条2は、1の定める義務を具体的に規定したものであり、権利の行使のために必要とする一定の事実の証明に関する文書を難民が持っていない場合に、証明に必要な証拠がある場合には締約国が難民に対し、これらの文書を発給することを規定しています。また、「監督の下にこれらの文書又は証明書が交付されるようにする」とは、国家や国際機関の監督の及ぶ出先機関（在外公館やUNHCR各国駐在員事務所など）又は下部機関などによつてもこれらの文書が交付されるようにすることを定めたものです。同条3は、この条の

規定に従って交付される文書の内容は反対の証拠がない限り、真正なものと認められるべきと規定しています。なお、ここでいう文書としては、難民の家族関係など身分関係の事実証明、難民の母国語で作成された文書の翻訳証明、学歴等学業についての事実証明、各種資格の証明に関するものなどが想定されています。最後に、身分証明書と旅行証明書については、第二十七条と第二十八条の規定が優先的に適用されると定めています。

第二十六条では、締約国は、合法的に領域内にいる難民に対し、居住地を選択する権利と領域内を自由に移動する権利を与えるべき旨を規定しています。ところで、わが国の法制上は、出入国管理及び難民認定法所定の在留資格を有し、適法に在留する者については、居住地の選択及び国内での移動についても在留資格を有しない者（寄港地上陸、通過上陸、乗員上陸及び一時庇護のための上陸の許可（第五章

参照）を受けた者）については、その移動・居住地につき必要な制限を付することができるかとされています。

第二十七条は、領域内にいる難民で、有効な旅行証明書を所持していないものに対し、締約国は、身分証明書を発給すべしと規定しています。ここでいう旅行証明書は、第二十八条に規定するもののみならず旅券又はこれに代わる証明書も意味すると解されます。なお、わが国に在留する難民は外国人登録証明書を所持することになります。

つづく第二十八条1は、合法的にその領域内に滞在する難民に対し、締約国は、その領域外への旅行のための旅行証明書を発給することを定めています。更に、それ以外の難民に対する旅行証明書の発給は締約国の裁量に委ねられることを明らかにしつつも、できる限り人道的配慮をすべきであるという趣旨を規定しています。

この旅行証明書に関する規定が十六項目にわたり

条約の附属書に掲げられていますが、その概要は次のとおりです。

(イ) 旅行証明書の有効期間は、一年又は二年とする。

(ロ) 旅行証明書の有効期間の更新又は延長は、難民が発給国に合法的に居住している限り、その国の権限に属する。

(ハ) 外交機関又は領事機関は、授權により旅行証明書の有効期間を六カ月を超えない範囲で延長することができる。

(ニ) 難民は、旅行証明書の有効期間内は発給国に再び入国することを許可される。

(ホ) 旅行証明書は、その発給国の外交機関又は領事機関による保護を受ける権利を与えるものではない。(注、この点旅券と異なる。)

更に附属書の付録で、旅行証明書の様式が定められています。

ちなみに、難民旅行証明書についての規定は「出

入国管理及び難民認定法」の第六十一条の二の六に盛り込まれています。

租税その他の公課を難民に課することについては、第二十九条において同様の状態にある自国民よりも不利でない待遇を与えるべきこと(1)、外国人に対してのみ発給する文書(わが国では外国人登録証明書などがこれに当たると考えられる。)の発給手数料については、難民を他の一般の外国人と同様に扱ってよいこと(2)を規定しています。わが国では公租公課につき外国人について同様の状況にある日本国民よりも不利な取扱いとなるような法令の規定はありません。

第三十条は、まず1において締約国に庇護を求めてきた難民が他の第三国の定住許可を得て出国するような場合には、最初の庇護国である締約国は、その難民が持ち込んだ資産の移転を、自国の法令に従い許可しなければならないと定めています。2においては、最初の庇護国で新たに取得した資産などの

移転の許可については好意的考慮を払うべきことを定めています。「好意的考慮を払う」という表現については、外貨準備など、外国為替管理の観点から入国後取得した資産の他国への移転を制限せざるを得ない国も一部にあることを想定して、移転の許可義務は持ち込んだ資産に限ることとしたものです。

第三十四条は、締約国が、難民のその国の社会への適応と帰化をできる限り容易なものとする事及び帰化手続の迅速化と費用軽減のため努力すべきことを規定しています。

第四章 実施規定等

条約の第三十五条から第四十六条まで及び議定書の第二条から第十一条までは、それぞれ条約及び議定書の実施、手続等について規定しています。以下双方の規定を並行して説明します。

一、締約国と国連との協力

条約第三十五条と議定書第二条は、同じ趣旨の規定です。ここでは、締約国が国連難民高等弁務官（UNHCR）事務所などの任務遂行に協力すべきこと、特に、条約（議定書）の適用を監督するというUNHCRの任務の遂行に際しUNHCRに便宜を与えるべきことを規定しています（一）。締約国はUNHCRに対し難民の状態、条約の実施状況、難民に関する現行法令と難民に関して将来施行される法令についての情報や統計を報告することが定められています。

ます(2)。

二、国内法令に関する情報

条約第三十六条と議定書第三条では、締約国が条約(議定書)の適用を確保するために制定する法令を国連事務総長に送付することを規定しています。

三、従前の条約との関係

条約第三十七条では、条約は、締約国の間では、同条に掲げられている九の従前の難民に関する国際協定に代わるものとすることを定めています。

四、紛争の解決

条約第三十八条と議定書第四条は、この条約(議定書)の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で他の方法で解決することができないものは、どちらかの国の要請により、国際司法裁判所に付託することを定めています。

五、署名、批准及び加入

条約の締結は、署名しその後批准すること又は加入することのいずれかによって行われることと定められており、他方、議定書の締結は加入によってのみ行われることと定められています。

通常、批准とは、署名によって内容の確定された条約に拘束されることについて確定的に同意を与えることを意味します。加入とは、通常その条約の作成に関与しなかった国が新たに締約国となることをいいます。

条約に関しては、第三十九条で、条約が一九五一年七月二十八日から一九五二年十二月三十一日まで署名のために開放されることを規定しています(1)。次いで、署名国の資格として国連の加盟国であるなどを挙げ、更に、この条約は批准されなければならないと規定しています(2)。最後に、この条約は一九五一年七月二十八日から加入のために開放

しておくとき定めています(3)。加入については時間的制限がないので、1という署名の期間が終了した後この条約を締結する国は加入という手続を踏むこととなります。わが国も、この3の規定に基づき、昭和五十六年十月三日付で国連事務総長に加入書を寄託しました。

他方、議定書は第五条で、議定書は加入のために開放しておくこと及び加入は国連事務総長への加入書の寄託により行われることを定めているだけです。この理由は、条約の時間的制限を撤廃するためにも速やかな方法で国際約束を発効させることにあつたのです。

六、適用地域条項と連邦条項

条約第四十条1及び2は、いずれの国も、署名、批准若しくは加入の際又はその後、「自国が国際関係について責任を有する領域」つまり属領の全部又は一部について条約を適用するとの宣言を行い得る

ことを定めており、3は、加入などの際に条約を適用することをしなかつた領域について条約を適用するために必要な措置をとることを検討すべきことと定めています。

連邦制又は非単一制の国である場合の適用については、条約第四十一条と議定書第六条とに同様の規定が置かれており、その趣旨は、条約の規定であつてその実施が連邦の立法権の範囲内にあるものについては、連邦政府の義務は単一制の締約国のそれと同一であること、また、その実施が邦、州又は県の立法権の範囲内にあるものについては、連邦政府は邦、州又は県の機関に対し実施を勧奨するような好意的意見を付してその規定を通告することとされています(a)、(b)。

七、留保と宣言

留保とは、条約の一部の規定に法的に拘束されな
いことなどを示すものであり、宣言とは、自国の解

釈や立場を明らかにするための一方的意思表示です。留保については、条約第四十二条と議定書第七条とにおいて規定されていますが、留保を付することのできる条項について両者間に若干差異があります。

まず、「紛争の解決」条項については、条約では留保を付することができないとされていますが、議定書では留保が認められています。これは、議定書の作成段階において、国際司法裁判所の強制的管轄権を嫌うために議定書に加入しない国もあり得るので、留保を可能にしてできる限り広範な加入を図るべきであるとの意見が大勢を占めたことによります。他方、条約では、留保の認められている「国際連合との協力」規定は議定書においては留保が認められていません。これは議定書の審議過程で、各国の国連難民高等弁務官に対する協力の重要性が認識されたためであり、実際上も今までに条約第三十五条に留保を付した国はありません。ところで、条約と議定書が一致して、条約第三条、第四条、第十六条1と

第三十三条を留保の対象から外しているのは、これらの規定が条約の目的に照らして基本的に不可欠な条項であるためと考えられます。なお、わが国は、何等の留保も付することなく、条約及び議定書を締結しました。

八、効力発生

条約は、六番目の批准書又は加入書が寄託された日の九十日目に効力を生ずること、その後には加入する国については、条約は、その批准書又は加入書が寄託された日の後九十日目に効力を生ずることが定められています（条約第四十三条）。他方、議定書は、六番目の加入書が寄託された日に効力を生ずること、その後加入する国については、議定書は、その加入書が寄託された日に効力を生ずることが規定されています（議定書第八条）。後者について即日発効としたのは、前述のとおり、議定書の効力を一日も早く生じさせることが望ましいと考えられ

ためです。

九、その他

条約第四十四条と議定書第九条は、それぞれ条約及び議定書の廃棄の手続などを規定しています。

また、条約の改正については、条約第四十五条に定められています。

条約第四十六条と議定書第十条は、国連事務総長に対し、それぞれ条約又は議定書に関する加入、留保、留保の撤回、宣言などを国連加盟国などに通告すべきことを義務づけています。

条約の末文と議定書の第十一条は、条約及び議定書の本書を国連事務局に寄託することを定めています。

第五章 国内実施

国際条約の締結に際しては、その規定を国内的に実施するために国内法令の整備などの措置が要求されることなくありません。難民条約と議定書については、これらの規定する義務の相当な部分、現行の国内法令により実施することができますが、いくつかの点において改正の必要性が検討されました。

まず、条約は、難民について定義するとともに、それに該当する者に条約に規定する待遇を与えることを定めているので、難民と名乗る外国人が果たして条約に定める難民であるか否かを認定することが必要となってきます。しかし、わが国にこのような難民認定の制度は存在しなかったため新設する必要があります。また、条約に定める難民旅行証明書を難民に交付することと社会保障制度を国民と同様

に難民にも適用することについても、法律上の措置が必要でした。

これらを踏まえて政府部内で検討が重ねられた後、出入国管理令の改正と、国民年金法をはじめとする社会保障関係四法の改正とを主体とする改正法案（正式名称は「難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律案」）が、昭和五十六年の第九十四回国会に提出されました。この法案は、条約と議定書の締結の承認に関する審議と並行して審議され、昭和五十六年六月五日に成立しました（六月十二日付官報で公布）。同法律は、難民条約及び議定書がわが国について発効した昭和五十七年一月一日から施行されています。

同法律の概要は、次のとおりです。

一、出入国管理令を「出入国管理及び難民認定法」と改称し、従来の出入国管理令の規定の一部を改正するとともに難民の認定手続を整備しました。

この法律の難民関係規定の要旨は、次のとおりです。

- (一) 法務大臣は、本邦にある外国人から申請があつたときは、難民の認定を行うことができる。この申請は、原則として、上陸後六十日以内になければならない。（第六十一条の二一、二）
- (二) 難民の認定をしたときは、法務大臣は、難民認定証明書を交付する。（第六十一条の二三）
- (三) 難民の認定を受けている者が、難民条約第一条C(1)から(6)までのいずれかに掲げる場合あるいは第一条F(a)又は(c)に掲げる場合に該当することとなつたときは、法務大臣は、その認定を取り消す。（第六十一条の二二）
- (四) 申請者より提出された資料のみでは適正な難民の認定ができないおそれがある場合などには、法務大臣は、難民調査官に事実の調査をさせることができる。（第六十一条の二三）
- (五) 難民であると認定しない処分又は難民認定の

取消しに不服のある外国人は、その通知を受けた日から七日以内に法務大臣に異議を申し出ることができる。(第六十一条の二の四)

(六) 難民の認定を受けている者から永住許可の申請があつた場合には、法務大臣は、永住要件の中の「独立した生計を営むに足りる資産又は技能を有すること」を満たさない場合にも、これを許可することができる。(第六十一条の二の五)

(七) 難民の認定を受けている者が出国しようとするときは、法務大臣は、難民旅行証明書を交付する。その有効期間は一年とする。(第六十一条の二の六 1、2)

(八) 退去強制につき異議の申出をした者が難民の認定を受けている者であるときは、法務大臣は、異議の申出が理由がないと認める場合でもその者の在留を特別に許可することができる。(第六十一条の二の八)

(九) 難民に該当すると思料される者に一時庇護のための上陸を許可することができる。その許可を与える場合には一時庇護許可書を交付する。

(十) (第十八条の二 1、2)
退去強制をする場合には、わが国の利益又は公安を著しく害すると認める場合を除き、被送還者が人種、宗教、政治的意見などを理由として迫害を受けるおそれのある国へは送還しない。(第五十三条 3)

(十一) 不法入国又は不法残留の罪を犯した者については、難民であること、迫害のおそれのあつた領域から直接本邦に入ったこと及びそのおそれによりその罪に係る行為をしたものであることが証明されたときは、その刑を免除する。(第七十条の二)

二、社会保障面では、国民年金法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び児童手当法の一部を改正して、これらの法律における

国籍要件を撤廃することとなりました。例えば、現行の国民年金法では、国民年金の被保険者の資格について「日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の日本国民」と規定されているのが、「日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者」と改められました。これらの改正により、難民のみならず、韓国人、朝鮮人、台湾人らをはじめとする日本に居住するすべての外国人について、日本人と同様の条件で国民年金への加入等や児童手当等の受給資格が認められることとなりました。

(注二)

おわりに

わが国は、昭和五十四年前半のインドシナ難民の大量発生を契機として難民問題とのかかわりを急速に深め、大幅な資金協力、インドシナ難民のわが国における定住受入れなど本格的な難民対策を講ずることとなりました。このようなわが国の姿勢は国際的に評価を得るようになったと思われませんが、難民の人権を保障し、その地位の安定を確保することを目的とする国際条約に加入することにより難民の保護と救済を充実させることは、わが国の人権尊重の立場からも望ましいと考えられるのみならず、国際社会の直面する難民問題の解決に向けてのわが国の協力を拡充するという重要な意義を有しているといえます。

*二〇〇四年増刷に伴う注

(注一)二〇〇四年二月一日現在、地理的制限を付

している国は五か国です。

(注二) 平成十六年の第百五十九回国会に、難民認定制度の見直しを含む出入国管理及び難民認定法の改正法案が提出されています。同法案には、不法滞在者である難民認定申請中の者の法的地位の安定化を図るため、仮滞在を許可する制度を創設すること、及び難民として認定された者等の法的地位の安定化を図ること、さらに、難民不認定処分等に対する異議申立て手続において、第三者である難民審査委員の意見を聴くこととする制度の新設等が盛り込まれています。

条約及び議定書の締約国

カラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ（注二）、ベリーズ、ペルー、ポリビア、ホンジュラス、メキシコ

（アジア）

カンボジア、韓国、中国、日本、東ティモール、フィリピン

（欧州（N I S諸国を含む））

アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、グルジア、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア、マルタ、モナコ（注一）、モルドバ、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア

（北米）

米国（注二）、カナダ

（中南米）

アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス（注二）、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニ

(大洋州)

オーストラリア、サモア、ソロモン諸島、ツバル、
ニュージーランド、パプアニューギニア、フィジー

(中東)

イエメン、イスラエル、イラン、トルコ

(アフリカ)

アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エ
チオピア、ガーナ、カーボヴェルデ(注二)、ガボ
ン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、
ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ
民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シ
エラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワ
ジランド、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソ
マリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チュ
ニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア(注一)、
ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、

ボツワナ、マダガスカル(注一)、マラウイ、マリ、
南アフリカ、モザンビーク、モーリタニア、モロッ
コ、リベリア、ルワンダ、レソト

(注一) 条約のみの締約国

(注二) 議定書のみの締約国

条約のみの締約国 一四二

議定書のみの締約国 一四一

両方の締約国 一三八

少なくとも一方の締約国 一四五

(二〇〇四年二月一日現在)

条約と国連難民高等弁務官（UNHCR）事務所規程との関係

UNHCR事務所は、難民に国際的な保護を提供し難民問題の恒久的解決をはかることを目的として一九四九年の第四回国連総会（決議三一九A）でその設置が決定され、翌年の第五回国連総会（決議四二八）で同事務所規程が採択されました。同規程の対象とする難民は（一九五一年以後に生じた難民も含みうるという点を除けば）、条約における定義と同様です。しかしその後、アルジェリア独立戦争、ローデシア紛争、バングラデシユの独立など新たな事態により、条約にいう難民には該当しないものの国際的な保護を必要とする者が多く生じたので、これに対処するため、国連総会や経済社会理事会の累次の決議によりUNHCRの権限の及ぶ人的範囲は条約

難民の地位に関する条約

前文

締約国は、

国際連合憲章及び一九四八年十二月十日に国際連合総会により承認された世界人権宣言が、人間は基本的な権利及び自由を差別を受けることなく享有するとの原則を確認していることを考慮し、

国際連合が、種々の機会に難民に対する深い関心を表明し並びに難民に対して基本的な権利及び自由のできる限り広範な行使を保証することに努力してきたことを考慮し、

難民の地位に関する従前の国際協定を修正し及び統合すること並びにこれらの文書の適用範囲及びこれらの文書に定める保護を新たな協定において拡大

することが望ましいと考え、

難民に対する庇護の付与が特定の国にとって不当に重い負担となる可能性のあること並びに国際的な広がり及び国際的な性格を有すると国際連合が認める問題についての満足すべき解決は国際協力なしには得ることができないことを考慮し、

すべての国が、難民問題の社会的及び人道的性格を認識して、この問題が国家間の緊張の原因となることを防止するため可能なすべての措置をとることを希望し、

国際連合難民高等弁務官が難民の保護について定める国際条約の適用を監督する任務を有していることに留意し、また、各国と国際連合難民高等弁務官との協力により、難民問題を処理するためにとられる措置の効果的な調整が可能となることを認めて、次のとおり協定した。

第一章 一般規定

第一条「難民」の定義

A この条約の適用上、「難民」とは、次の者をいう。

- (1) 一九二六年五月十二日の取極、一九二八年六月三十日の取極、一九三三年十月二十八日の条約、一九三八年二月十日の条約、一九三九年九月十四日の議定書又は国際避難難民機関憲章により難民と認められている者

国際避難難民機関がその活動期間中いずれかの者について難民としての要件を満たしていないと決定したことは、当該者が(2)の条件を満たす場合に当該者に対し難民の地位を与えることを妨げるものではない。

- (2) 一九五一年一月一日前に生じた事件の結果と

して、かつ、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であつて、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの及びこれらの事件の結果として常居所を有していた国の外にいる無国籍者であつて、当該常居所を有していた国に帰ることができないもの又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まないもの

二以上の国籍を有する者の場合には、「国籍国」とは、その者がその国籍を有する国のいずれをもいい、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するという正当な理由なくいづれか一の国籍国の保護を受けなかったとしても、

国籍国の保護がないとは認められない。

B (1) この条約の適用上、Aの「一九五一年一月一日前に生じた事件」とは、次の事件のいずれかをいう。

(a) 一九五一年一月一日前に欧州において生じた事件

(b) 一九五一年一月一日前に欧州又は他の地域において生じた事件

各締約国は、署名、批准又は加入の際に、この条約に基づき自国の義務を履行するに当たつて(a)又は(b)のいずれの規定を適用するかを選択する宣言を行う。

(2) (a)の規定を適用することを選択した国は、いつでも、(b)の規定を適用することを選択する旨を国際連合事務総長に通告することにより、自国の義務を拡大することができる。

C Aの規定に該当する者についてのこの条約の適用は、当該者が次の場合のいずれかに該当する場合

合には、終止する。

(1) 任意に国籍国の保護を再び受けている場合
(2) 国籍を喪失していたが、任意にこれを回復した場合

(3) 新たな国籍を取得し、かつ、新たな国籍国の保護を受けている場合

(4) 迫害を受けるおそれがあるという恐怖を有するため、定住していた国を離れ又は定住していた国の外にとどまっていたが、当該定住していた国に任意に再び定住するに至った場合

(5) 難民であると認められる根拠となつた事由が消滅したため、国籍国の保護を受けることを拒むことができなくなつた場合

ただし、この(5)の規定は、A(1)の規定に該当する難民であつて、国籍国の保護を受けることを拒む理由として過去における迫害に起因するやむを得ない事情を援用することができるものについては、適用しない。

(6) 国籍を有していない場合において、難民であると認められる根拠となった事由が消滅したため、常居所を有していた国に帰ることができるとき。

ただし、この(6)の規定は、A(1)の規定に該当する難民であつて、常居所を有していた国に帰ることを拒む理由として過去における迫害に起因するやむを得ない事情を援用することができないものについては、適用しない。

D この条約は、国際連合難民高等弁務官以外の国際連合の機関の保護又は援助を現に受けている者については、適用しない。

これらの保護又は援助を現に受けている者の地位に関する問題が国際連合総会の採択する関連決議に従つて最終的に解決されることなくこれらの保護又は援助の付与が終了したときは、これらの者は、その終止により、この条約により与えられる利益を受ける。

E この条約は、居住国の権限のある機関によりその国の国籍を保持することに伴う権利及び義務と同等の権利を有し及び同等の義務を負うと認められる者については、適用しない。

F この条約は、次のいずれかに該当すると考えられる相当な理由がある者については、適用しない。

(a) 平和に対する犯罪、戦争犯罪及び人道に対する犯罪に関して規定する国際文書の定めるこれらの犯罪を行ったこと。

(b) 難民として避難国に入国することが許可される前に避難国の外で重大な犯罪（政治犯罪を除く。）を行ったこと。

(c) 国際連合の目的及び原則に反する行為を行ったこと。

第二条 一般的義務

すべての難民は、滞在する国に対し、特に、その国の法令を遵守する義務及び公の秩序を維持するた

めの措置に従う義務を負う。

第三条 無差別

締約国は、難民に対し、人種、宗教又は出身国による差別なしにこの条約を適用する。

第四条 宗教

締約国は、その領域内の難民に対し、宗教を實踐する自由及び子の宗教的教育についての自由に関し、自国民に与える待遇と少なくとも同等の好意的待遇を与える。

第五条 この条約に係わりなく与えられる権利

この条約のいかなる規定も、締約国がこの条約に係わりなく難民に与える権利及び利益を害するものと解してはならない。

第六条 「同一の事情の下で」の意味

この条約の適用上、「同一の事情の下で」とは、その性格上難民が満たすことのできない要件を除くほか、ある者が難民でないと仮定した場合に当該者が特定の権利を享受するために満たさなければならぬ要件（滞在又は居住の期間及び条件に関する要件を含む）が満たされていることを条件として、ということを意味する。

第七条 相互主義の適用の免除

- 1 締約国は、難民に対し、この条約が一層有利な規定を設けている場合を除くほか、一般に外国人に対して与える待遇と同一の待遇を与える。
- 2 すべての難民は、いずれかの締約国の領域内に三年間居住した後は、当該締約国の領域内において立法上の相互主義を適用されることはない。
- 3 締約国は、自国についてこの条約の効力が生ず

る日に相互の保証なしに難民に既に認めている権利及び利益が存在する場合には、当該権利及び利益を引き続き与える。

4 締約国は、2及び3の規定により認められる権利及び利益以外の権利及び利益を相互の保証なしに難民に与えることの可能性並びに2に規定する居住の条件を満たしていない難民並びに3に規定する権利及び利益が認められていない難民に対しても相互主義を適用しないことの可能性を好意的に考慮する。

5 2及び3の規定は、第十三条、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十二条に規定する権利及び利益並びにこの条約に規定していない権利及び利益のいずれについても、適用する。

第八条 例外的措置の適用の免除

締約国は、特定の外国の国民の身体、財産又は利益に対してとることのある例外的措置については、

形式上当該外国の国民である難民に対し、その国籍のみを理由としてこの措置を適用してはならない。前段に定める一般原則を適用することが法制上でできない締約国は、適当な場合には、当該難民について当該例外的措置の適用を免除する。

第九条 暫定措置

この条約のいかなる規定も、締約国が、戦時に又は他の重大かつ例外的な状況において、特定の個人について国の安全のために不可欠であると認める措置を暫定的にとることを妨げるものではない。もつとも、当該特定の個人について真に難民であるか難民でないか又は当該特定の個人について当該不可欠であると認める措置を引き続き適用することが国の安全のために必要であるか必要でないかを当該締約国が決定するまでの間に限る。

第十条 居住の継続

1 第二次世界戦争中に退去を強制されていづれかの締約国の領域に移動させられ、かつ、当該領域内に居住している難民は、この滞在を強制された期間合法的に当該領域内に居住していたものとみなす。

2 難民が第二次世界戦争中にいづれかの締約国の領域からの退去を強制され、かつ、居住のため当該領域にこの条約の効力発生の日前に帰った場合には、この強制された退去の前後の居住期間は、継続的な居住が必要とされるいかなる場合においても継続した一の期間とみなす。

第十一条 難民である船員

締約国は、自国を旗国とする船舶の常備の乗組員として勤務している難民については、自国の領域における定住について好意的考慮を払うものとし、特

に他の国における定住を容易にすることを目的として、旅行証明書を発給し又は自国の領域に一時的に入国を許可することについて好意的考慮を払う。

第二章 法的地位

第十二条 属人法

1 難民については、その属人法は住所を有する国の法律とし、住所を有しないときは、居所を有する国の法律とするものとする。

2 難民が既に取得した権利であつて属人法に基づくもの特に婚姻に伴う権利は、難民が締約国の法律に定められる手続に従うことが必要な場合にはこれに従うことを条件として、当該締約国により尊重される。ただし、この権利は、当該難民が難民でないとした場合においても、当該締約国の法律により認められるものでなければならぬ。

第十三条 動産及び不動産

締約国は、難民に対し、動産及び不動産の所有権並びに動産及び不動産についてのその他の権利の取得並びに動産及び不動産に関する賃貸借その他の契約に関し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情の下で一般に外国人に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第十四条 著作権及び工業所有権

難民は、発明、意匠、商標、商号等の工業所有権の保護並びに文学的、美術的及び学術的著作物についての権利の保護に関しては、常居所を有する国において、その国の国民に与えられる保護と同一の保護を与えられるものとし、他のいずれの締約国の領域においても、当該難民が常居所を有する国の国民に対して当該締約国の領域において与えられる保護と同一の保護を与えられる。

第十五条 結社の権利

締約国は、合法的にその領域内に滞在する難民に対し、非政治的かつ非営利的な団体及び労働組合に係る事項に関し、同一の事情の下で外国の国民に与える待遇のうち最も有利な待遇を与える。

第十六条 裁判を受ける権利

- 1 難民は、すべての締約国の領域において、自由に裁判を受ける権利を有する。
- 2 難民は、常居所を有する締約国において、裁判を受ける権利に関連する事項（法律扶助及び訴訟費用の担保の免除を含む。）につき、当該締約国の国民に与えられる待遇と同一の待遇を与えられる。
- 3 難民は、常居所を有する締約国以外の締約国において、2に規定する事項につき、当該常居所を有する締約国の国民に与えられる待遇と同一の待遇を与えられる。

第三章 職業

第十七条 賃金が支払われる職業

1 締約国は、合法的にその領域内に滞在する難民に対し、賃金が支払われる職業に従事する権利に
関し、同一の事情の下で外国の国民に与える待遇
のうち最も有利な待遇を与える。

2 いかなる場合にも、締約国が国内労働市場の保
護のため外国人又は外国人の雇用に關してとる制
限的措置は、当該締約国についてこの条約の効力
が生ずる日に既にそれらの措置の適用を免除され
ている難民又は次の条件のいずれかを満たす難民
については、適用しない。

(a) 当該締約国に三年以上居住していること。

(b) 当該難民が居住している当該締約国の国籍を
有する配偶者があること。難民は、その配偶者

を遺棄した場合には、この(b)の規定による利益
を受けることができない。

(c) 当該難民が居住している当該締約国の国籍を
有する子があること。

3 締約国は、賃金が支払われる職業に關し、すべ
ての難民、特に、労働者募集計画又は移住者受入
計画によつて当該締約国の領域に入国した難民の
権利を自国民の権利と同一のものとするることにつ
いて好意的考慮を払う。

第十八条 自営業

締約国は、合法的にその領域内にいる難民に対し、
独立して農業、工業、手工業及び商業に従事する権
利並びに商業上及び産業上の会社を設立する権利に
關し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、い
かなる場合にも、同一の事情の下で一般に外国人に
対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第十九条 自由業

1 締約国は、合法的にその領域内に滞在する難民であつて、当該締約国の権利のある機関が承認した資格証書を有し、かつ、自由業に従事することを希望するものに対し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情の下で一般人に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 締約国は、自国が国際関係について責任を有する領域（本土地域を除く。）内に1に規定する難民が定住することを確保するため、自国の憲法及び法律に従つて最善の努力を払う。

第四章 福祉

第二十条 配給

難民は、供給が不足する物資の分配を規制する配給制度であつて住民全体に適用されるものが存在する場合には、当該配給制度の適用につき、国民に与えられる待遇と同一の待遇を与えられる。

第二十一条 住居

締約国は、住居に係る事項が法令の規制を受け又は公の機関の管理の下にある場合には、合法的にその領域内に滞在する難民に対し、住居に関し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情の下で一般人に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第二十二條 公の教育

1 締約国は、難民に対し、初等教育に関し、自国民に与える待遇と同一の待遇を与える。

2 締約国は、難民に対し、初等教育以外の教育、特に、修学の機会、学業に関する証明書、資格証書及び学位であつて外国において与えられたものの承認、授業料その他の納付金の減免並びに奨学金の給付に関し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情の下で一般に外国人に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第二十三條 公的扶助

締約国は、合法的にその領域内に滞在する難民に対し、公的扶助及び公的援助に関し、自国民に与える待遇と同一の待遇を与える。

第二十四條 労働法制及び社会保障

1 締約国は、合法的にその領域内に滞在する難民に対し、次の事項に関し、自国民に与える待遇と同一の待遇を与える。

(a) 報酬（家族手当がその一部を成すときは、これを含む。）、労働時間、時間外労働、有給休暇、家内労働についての制限、雇用についての最低年齢、見習及び訓練、女子及び年少者の労働並びに団体交渉の利益の享受に係る事項であつて、法令の規律を受けるもの又は行政機関の管理の下にあるもの

(b) 社会保障（業務災害、職業病、母性、疾病、廃疾、老齡、死亡、失業、家族的責任その他国内法令により社会保障制度の対象とされている給付事由に関する法規）。ただし、次の措置をとることを妨げるものではない。

(i) 当該難民が取得した権利又は取得の過程に

あつた権利の維持に關し適当な措置をとること。

(ii) 当該難民が居住している当該締約国の国内法令において、公の資金から全額支給される給付の全部又は一部に關し及び通常の年金の受給のために必要な拠出についての条件を満たしていない者に支給される手当に關し、特別の措置を定めること。

2 業務災害又は職業病に起因する難民の死亡について補償を受ける権利は、この権利を取得する者が締約国の領域外に居住していることにより影響を受けない。

3 締約国は、取得された又は取得の過程にあつた社会保障についての権利の維持に關し他の締約国との間で既に締結した協定又は将来締結することのある協定の署名国の国民に適用される条件を難民が満たしている限り、当該協定による利益と同一の利益を当該難民に与える。

4 締約国は、取得された又は取得の過程にあつた社会保障についての権利の維持に關する協定であつて非締約国との間で現在効力を有し又は将来効力を有することのあるものによる利益と同一の利益をできる限り難民に与えることについて好意的考慮を払うものとする。

第五章 行政上の措置

第二十五条 行政上の援助

1 難民がその権利の行使につき通常外国の機関の援助を必要とする場合において当該外国の機関の援助を求めることができないときは、当該難民が居住している締約国は、自国の機関又は国際機関により同様の援助が当該難民に与えられるように取り計らう。

2 1にいう自国の機関又は国際機関は、難民に対

し、外国人が通常本国の機関から又は本国の機関を通じて交付を受ける文書又は証明書と同様の文書又は証明書を交付するものとし、また、その監督の下にこれらの文書又は証明書が交付されるようにする。

3 2の規定により交付される文書又は証明書は、外国人が本国の機関から又は本国の機関を通じて交付を受ける公文書に代わるものとし、反証のない限り信用が与えられるものとする。

4 生活に困窮する者に対する例外的な取扱いがある場合には、これに従うことを条件として、この条に規定する事務については手数料を徴収することができ、その手数料は、妥当な、かつ、同種の事務について国民から徴収する手数料に相応するものでなければならない。

5 この条の規定は、第二十七条及び第二十八条の規定の適用を妨げるものではない。

第二十六条 移動の自由

締約国は、合法的にその領域内にいる難民に対し、当該難民が同一の事情の下で一般に外国人に対して適用される規制に従うことを条件として、居住地を選択する権利及び当該締約国の領域内を自由に移動する権利を与える。

第二十七条 身分証明書

締約国は、その領域内にいる難民であつて有効な旅行証明書を所持していないものに対し、身分証明書を発給する。

第二十八条 旅行証明書

1 締約国は、合法的にその領域内に滞在する難民に対し、国の安全又は公の秩序のためのやむを得ない理由がある場合を除くほか、その領域外への旅行のための旅行証明書を発給するものとし、こ

の旅行証明書に関しては、附属書の規定が適用される。締約国は、その領域内にいる他の難民に対してもこの旅行証明書を発給することができるものとし、特に、その領域内にいる難民であつて合法的に居住している国から旅行証明書の発給を受けることができないものに対して旅行証明書を発給することについて好意的考慮を払う。

2 従前の国際協定の締約国が当該国際協定の定めるところにより難民に対して発給した旅行証明書は、この条約の締約国により有効なものとして認められ、かつ、この条の規定により発給されたものとして取り扱われる。

第二十九条 公租公課

1 締約国は、難民に対し、同様の状態にある自国民に課している若しくは課すことのある租税その他の公課（名称のいかんを問わない。）以外の公課を課してはならず、また、租税その他の公課（名

称のいかんを問わない。）につき同様の状態にある自国民に課する額よりも高額のものを課してはならない。

2 1の規定は、行政機関が外国人に対して発給する文書（身分証明書を含む。）の発給についての手数料に関する法令を難民について適用することを妨げるものではない。

第三十条 資産の移転

1 締約国は、自国の法令に従い、難民がその領域内に持ち込んだ資産を定住のために入国を許可された他の国に移転することを許可する。

2 締約国は、難民が入国を許可された他の国において定住するために必要となる資産（所在地のいかんを問わない。）につき当該難民から当該資産の移転の許可の申請があつた場合には、この申請に対し好意的考慮を払う。

第三十一条 避難国に不法にいる難民

- 1 締約国は、その生命又は自由が第一条の意味において脅威にさらされていた領域から直接来た難民であつて許可なく当該締約国の領域に入国し又は許可なく当該締約国の領域内にいるものに対し、不法に入国し又は不法に在ることを理由として刑罰を科してはならない。ただし、当該難民が遅滞なく当局に出頭し、かつ、不法に入国し又は不法に在ることの相当な理由を示すことを条件とする。
- 2 締約国は、1の規定に該当する難民の移動に対し、必要な制限以外の制限を課してはならず、また、この制限は、当該難民の当該締約国における滞在が合法的なものとなるまでの間又は当該難民が他の国への入国許可を得るまでの間に限つて課すことができる。締約国は、1の規定に該当する難民に対し、他の国への入国許可を得るために妥当と認められる期間の猶予及びこのために必要な

すべての便宜を与える。

第三十二条 追放

- 1 締約国は、国の安全又は公の秩序を理由とする場合を除くほか、合法的にその領域内にいる難民を追放してはならない。
- 2 1の規定による難民の追放は、法律の定める手続に従つて行われた決定によつてのみ行う。国の安全のためのやむを得ない理由がある場合を除くほか、1に規定する難民は、追放される理由がないことを明らかにする証拠の提出並びに権限のある機関又はその機関が特に指名する者に対する不服の申立て及びこのための代理人の出頭を認められる。
- 3 締約国は、1の規定により追放されることとなる難民に対し、他の国への入国許可を求めるのに妥当と認められる期間の猶予を与える。締約国は、この期間中必要と認める国内措置をとることがで

きる。

第三十三条 追放及び送還の禁止

1 締約国は、難民を、いかなる方法によつても、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のためにその生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放し又は送還してはならない。

2 締約国にいる難民であつて、当該締約国の安全にとつて危険であると認めるに足りる相当な理由があるもの又は特に重大な犯罪について有罪の判決が確定し当該締約国の社会にとつて危険な存在となつたものは、1の規定による利益の享受を要求することができない。

第三十四条 帰化

締約国は、難民の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする。締約国は、特

に、帰化の手續が迅速に行われるようにするため並びにこの手續に係る手数料及び費用をできる限り軽減するため、あらゆる努力を払う。

第六章 実施規定及び経過規定

第三十五条 締約国の機関と国際連合

との協力

1 締約国は、国際連合難民高等弁務官事務所又はこれを承継する国際連合の他の機関の任務の遂行に際し、これらの機関と協力することを約束するものとし、特に、これらの機関のこの条約の適用を監督する責務の遂行に際し、これらの機関に便宜を与える。

2 締約国は、国際連合難民高等弁務官事務所又はこれを承継する国際連合の他の機関が国際連合の権限のある機関に報告することのできよう、要請

に应じ、次の事項に関する情報及び統計を適當な様式で提供することを約束する。

(a) 難民の状態

(b) この条約の実施状況

(c) 難民に関する現行法令及び難民に関して将来

施行される法令

第三十六条 国内法令に関する情報

締約国は、国際連合事務総長に対し、この条約の適用を確保するために制定する法令を送付する。

第三十七条 従前の条約との関係

この条約は、締約国の間において、一九二二年七月五日、一九二四年五月三十一日、一九二六年五月十二日、一九二八年六月三十日及び一九三五年七月三十日の取極、一九三三年十月二十八日及び一九三八年二月十日の条約、一九三九年九月十四日の議定書並びに一九四六年十月十五日の協定に代わるもの

とする。ただし、第二十八条2の規定の適用を妨げない。

第七章 最終条項

第三十八条 紛争の解決

この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争であつて他の方法によつて解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、国際司法裁判所に付託する。

第三十九条 署名、批准及び加入

1 この条約は、一九五一年七月二十八日にジュネーブにおいて署名のために開放するものとし、その後国際連合事務総長に寄託する。この条約は、同日から同年八月三十一日までは国際連合の欧州事務所において、同年九月十七日から一九五二年

十二月三十一日までは国際連合本部において、署名のために開放しておく。

2 この条約は、国際連合のすべての加盟国並びにこれらの加盟国以外の国であつて難民及び無国籍者の地位に関する全権委員会に出席するよう招請されたもの並びに国際連合総会によりこの条約に署名するよう招請されるものによる署名のために開放しておく。この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

3 この条約は、一九五一年七月二十八日から2に規定する国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第四十条 適用地域条項

1 いずれの国も、署名、批准又は加入の際に、自国が国際関係について責任を有する領域の全部又

は一部についてこの条約を適用することを宣言することができる。宣言は、その国についてこの条約の効力が生ずる時に効力を生ずる。

2 いずれの国も、署名、批准又は加入の後1の宣言を行う場合には、国際連合事務総長にその宣言を通告するものとし、当該宣言は、国際連合事務総長が当該宣言の通告を受領した日の後九十日目の日又はその国についてこの条約の効力が生ずる日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

3 関係国は、署名、批准又は加入の際にこの条約を適用することをしなかつた領域についてこの条約を適用するため、憲法上必要があるときはこれらの領域の政府の同意を得ることを条件として必要な措置をとることの可能性について検討する。

第四十一条 連邦条項

締約国が連邦制又は非単一制の国である場合には、次の規定を適用する。

(a) この条約の規定であつてその実施が連邦の立法機関の立法権の範囲内にあるものについては、連邦の政府の義務は、連邦制をとつていない締約国の義務と同一とする。

(b) この条約の規定であつてその実施が邦、州又は県の立法権の範囲内にあり、かつ、連邦の憲法制度上邦、州又は県が立法措置をとることを義務付けられていないものについては、連邦の政府は、邦、州又は県の適当な機関に対し、できる限り速やかに、好意的な意見を付してその規定を通報する。

(c) この条約の締約国である連邦制の国は、国際連合事務総長を通じて他の締約国から要請があつたときは、この条約の規定の実施に関する連邦及びその構成単位の法令及び慣行についての説明を提示し、かつ、立法その他の措置によりこの条約の規定の実施が行われている程度を示す。

第四十二条 留保

1 いずれの国も、署名、批准又は加入の際に、第一条、第三条、第四条、第十六条1、第三十三条及び第三十六条から第四十六条までの規定を除くほか、この条約の規定について留保を付することができる。

2 1の規定に基づいて留保を付した国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでも当該留保を撤回することができる。

第四十三条 効力発生

1 この条約は、六番目の批准書又は加入書が寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、六番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

第四十四条 廃棄

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもこの条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、国際連合事務総長が1の通告を受領した日の後一年で当該通告を行った締約国について効力を生ずる。

3 第四十条の規定に基づいて宣言又は通告を行った国は、その後いつでも、国際連合事務総長にあてた通告により、同条の規定に基づく宣言又は通告により指定した領域についてこの条約の適用を終止する旨の宣言を行うことができる。当該宣言は、国際連合事務総長がこれを受領した日の後一年で効力を生ずる。

第四十五条 改正

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた

通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請についてとるべき措置があるときは、その措置を勧告する。

第四十六条 国際連合事務総長による

通報

国際連合事務総長は、国際連合のすべての加盟国及びこれらの加盟国以外の国で第三十九条に規定するものに対し、次の事項を通報する。

- (a) 第一条Bの規定による宣言及び通告
- (b) 第三十九条の規定による署名、批准及び加入
- (c) 第四十条の規定による宣言及び通告
- (d) 第四十二条の規定による留保及びその撤回
- (e) 第四十三条の規定に基づきこの条約の効力が生ずる日

(f) 第四十四条の規定による廃棄及び通告

(g) 前条の規定による改正の要請

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

附属書

第一項

一九五一年七月二十八日にジュネーブで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。本書は、国際連合に寄託するものとし、その認証謄本は、国際連合のすべての加盟国及びこれらの加盟国以外の国で第三十九条に規定するものに送付する。

1 第二十八条に規定する旅行証明書の様式は、付録に定める様式と同様のものとする。

2 1の旅行証明書は、少なくとも二の言語で作成するものとし、そのうちの一の言語は、英語又はフランス語とする。

第二項

旅行証明書の発給国の規則に別段の定めがある場合を除くほか、子は、両親のいずれか一方の旅行証明書に又は例外的な事情のある場合には成人である他の難民の旅行証明書に併記することができる。

第三項

旅行証明書の発給について徴収する手数料の額は、国民に対する旅券の発給についての手数料の最低額を超えてはならない。

第四項

特別の場合又は例外的な場合を除くほか、旅行証明書は、できる限り多数の国について有効なものとして発給する。

第五項

旅行証明書の有効期間は、その発給機関の裁量により一年又は二年とする。

第六項

1 旅行証明書の有効期間の更新又は延長は、当該旅行証明書の名義人が合法的に他の国の領域内に居住するに至っておらず、かつ、当該旅行証明書の発給機関のある国の領域内に合法的に居住している限り、当該発給機関の権限に属する。新たな旅行証明書の発給は、前段の条件と同一の条件が満たされる限り、従前の旅行証明書の発給機関の権限に属する。

2 外交機関又は領事機関で特にその権限を与えられているものは、自国の政府が発給した旅行

証明書の有効期間を六箇月を超えない範囲で延長する権限を有する。

3 締約国は、既にその領域内に合法的に居住していない難民であつて合法的に居住している国から旅行証明書を取得することができないものに対し、旅行証明書の有効期間の更新若しくは延長又は新たな旅行証明書の発給について好意的考慮を払う。

第七項

締約国は、第二十八条の規定により発給された旅行証明書を有効なものとして認める。

第八項

難民が赴くことを希望する国の権限のある機関は、当該難民の入国を認める用意があり、かつ、当該難民の入国に査証が必要であるときは、当該難民の旅行証明書に査証を与える。

第九項

1 締約国は、最終の目的地である領域の査証を

取得している難民に対し、通過査証を発給することを約束する。

2 1の通過査証の発給は、一般に外国人に対して査証の発給を拒むことのできる正当な事由によつて拒むことができる。

第十項

出国査証、入国査証又は通過査証の発給についての手数料の額は、外国の旅券に査証を与える場合の手数料の最低額を超えてはならない。

第十一項

いずれかの締約国から旅行証明書が発給を受けていた難民が他の締約国の領域内に合法的に居住するに至ったときは、新たな旅行証明書を発給する責任は、第二十八条の規定により当該他の締約国の領域の権限のある機関が負うものとし、当該難民は、当該機関に旅行証明書の発給を申請することができる。

第十二項

新たな旅行証明書の発給機関は、従前の旅行証明書を回収するものとし、当該従前の旅行証明書にこれを発給国に返送しなければならない旨の記載があるときは、当該従前の旅行証明書を当該発給国に返送する。そのような記載がないときは、当該発給機関は、回収した旅行証明書を無効なものとする。

第十三項

1 締約国は、第二十八条の規定により発給した旅行証明書の名義人に対し、その旅行証明書の有効期間内のいずれの時点においても当該締約国の領域に戻ることを許可することを約束する。

2 締約国は、1の規定に従うことを条件として、旅行証明書の名義人に対し、出入国について定める手続に従うことを要求することができる。

3 締約国は、例外的な場合又は難民の滞在が一定の期間に限って許可されている場合には、難民が当該締約国の領域に戻ることをできる期間

を旅行証明書の発給の際に三箇月を下らない期間に限定することができる。

第十四項

前項の規定のみを例外として、この附属書の規定は、締約国の領域に係る入国、通過、滞在、定住及び出国の条件を規律する法令に何ら影響を及ぼすものではない。

第十五項

旅行証明書の発給があつたこと及び旅行証明書に記入がされていることは、その名義人の地位(特に国籍)を決定し又はこれに影響を及ぼすものではない。

第十六項

旅行証明書の発給は、その名義人に対し、当該旅行証明書の発給国の外交機関又は領事機関による保護を受ける権利をいかなる意味においても与えるものではなく、また、これらの機関に対し、保護の権利を与えるものでもない。

難民の地位に関する議定書

この議定書の締約国は、

一九五一年七月二十八日にジュネーヴで作成された難民の地位に関する条約（以下「条約」という。）が、一九五一年一月一日前に生じた事件の結果として難民となった者にも適用されることを考慮し、条約が選択された後新たな事態により難民が生じたこと及びこれらの難民が条約の適用を受けることができないことを考慮し、

一九五一年一月一日前という制限を考慮に入れな
い場合に条約の定義に該当することとなるすべての
難民に等しい地位を与えることが望ましいと考えて、
次のとおり協定した。

第一条 一般規定

1 この議定書の締約国は、2に定義する難民に対し、条約第二条から第三十四条までの規定を適用することを約束する。

2 この議定書の適用上、「難民」とは、3の規定の適用があることを条件として、条約第一条を同条A(2)の「一九五一年一月一日前に生じた事件の結果として、かつ、」及び「これらの事件の結果として」という文言が除かれているものとみなした場合に同条の定義に該当するすべての者をいう。

3 この議定書は、この議定書の締約国によりいかなる地理的な制限もなしに適用される。ただし、既に条約の締約国となつている国であつて条約第一条B(1)(a)の規定を適用する旨の宣言を行つているものについては、この宣言は、同条B(2)の規定に基づいてその国の義務が拡大されていない限り、この議定書についても適用される。

第二条 締約国の機関と国際連合との協力

1 この議定書の締約国は、国際連合難民高等弁務官事務所又はこれを承継する国際連合の他の機関の任務の遂行に際し、これらの機関と協力することを約束するものとし、特に、これらの機関のこの議定書の適用を監督する責務の遂行に際し、これらの機関に便宜を与える。

2 この議定書の締約国は、国際連合難民高等弁務官事務所又はこれを承継する国際連合の他の機関が国際連合の権限のある機関に報告することのできるよう、要請に応じ、次の事項に関する情報及び統計を適当な様式で提供することを約束する。

- (a) 難民の状態
- (b) この議定書の実施状況
- (c) 難民に関する現行法令及び難民に関して将来施行される法令

第三条 国内法令に関する情報

この議定書の締約国は、国際連合事務総長に対し、この議定書の適用を確保するために制定する法令を送付する。

第四条 紛争の解決

この議定書の解釈又は適用に関するこの議定書の締約国間の紛争であつて他の方法によつて解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、国際司法裁判所に付託する。

第五条 加入

この議定書は、条約のすべての締約国並びにこれらの締約国以外の国であつて国際連合又はいずれかの専門機関の加盟国であるもの及び国際連合総会によりこの議定書に加入するよう招請されるものによる加入のために開放しておく。加入は、加入書を国

際連合事務総長に寄託することによって行う。

第六条 連邦条項

この議定書の締約国が連邦制又は非単一制の国である場合には、次の規定を適用する。

- (a) 第一条1の規定により適用される条約の規定であつてこれらの規定の実施が連邦の立法機関の立法権の範囲内にあるものについては、連邦の政府の義務は、連邦制をとっていないこの議定書の締約国の義務と同一とする。

- (b) 第一条1の規定により適用される条約の規定であつてこれらの規定の実施が邦、州又は県の立法権の範囲内にあり、かつ、連邦の憲法制度上邦、州又は県が立法措置をとることを義務付けられていないものについては、連邦の政府は、邦、州又は県の適当な機関に対し、できる限り速やかに、好意的な意見を付してその規定を通報する。

- (c) この議定書の締約国である連邦制の国は、国際連合事務総長を通じてこの議定書の他の締約国から要請があつたときは、第一条1の規定により適用される条約の規定の実施に関する連邦及びその構成単位の法令及び慣行についての説明を提示し、かつ、立法その他の措置によりこれらの規定の実施が行われている程度を示す。

第七条 留保及び宣言

- 1 いずれの国も、この議定書への加入際に、第四条の規定について及び第一条の規定による条約のいずれかの規定の適用（条約の第一条、第三条、第四条、第十六条1及び第三十三条の規定の適用を除く。）について留保を付することができる。ただし、条約の締約国がこの条の規定に基づいて付する留保については、その効果は、条約の適用を受ける難民には及ばない。

- 2 条約第四十二条の規定に基づいて条約の締約国

が条約の規定に付した留保は、撤回されない限り、この議定書に基づく義務についても有効なものと
する。

3 1の規定に基づいて留保を付した国は、国際連
合事務総長にあてた通告により、いつでも当該留
保を撤回することができる。

4 条約の締約国であつてこの議定書に加入するも
のが条約第四十条1又は2の規定により行つた宣
言は、この議定書についても適用があるものとみ
なす。ただし、当該条約の締約国がこの議定書に
加入する際に国際連合事務総長に対して別段の通
告をした場合は、この限りでない。同条2及び3
並びに条約第四十四条3の規定は、この議定書に
ついて準用する。

第八条 効力発生

1 この議定書は、六番目の加入書が寄託された日
に効力を生ずる。

2 この議定書は、六番目の加入書が寄託された後
に加入する国については、その加入書が寄託され
た日に効力を生ずる。

第九条 廃棄

1 この議定書のいずれの締約国も、国際連合事務
総長にあてた通告により、いつでもこの議定書を
廃棄することができる。

2 廃棄は、国際連合事務総長が1の通告を受領し
た日の後一年で当該通告を行つたこの議定書の締
約国について効力を生ずる。

第十条 国際連合事務総長による通報

国際連合事務総長は、第五条に規定する国に対し、
この議定書の効力発生の日並びにこの議定書に關す
る加入、留保、留保の撤回、廃棄、宣言及び通告を
通報する。

第十一条 国際連合事務局への寄託

中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の本書は、国際連合総会議長及び国際連合事務総長が署名した上、国際連合事務局に寄託する。国際連合事務総長は、その認証謄本を国際連合のすべての加盟国及びこれらの加盟国以外の国で第五条に規定するものに送付する。